

欧州で販売の化粧品の6%にPFASなど有害物質

◆欧州化学品庁の調査で禁止物質を化粧品から検出

欧州連合（EU）の欧州化学品庁（ECHA）は2024年10月30日、体に害があるとしてストックホルム条約のPOP^sやEUのREACH規則で禁止されている複数の化学物質が、欧州各国で販売されている化粧品で見つかったと発表した。

具体的には、ECHAが2023年11月から24年4月にかけて、欧州経済領域13ヵ国で実施した調査で、345社から販売されている化粧品4,686製品の約6%に当たる285製品に有害物質が含まれていた。その多くには「有機フッ素化合物（総称PFAS）」が含まれ、そのうちの一部にはEUが規制している物質が使用されていた。ECHAはこうした製品について、発がん作用や生殖能力の低下の恐れがあるため、サプライヤーへ通知し対象製品を市場から排除する措置を講じた。

幅広い価格帯から検出されており、安い製品だけに含まれているわけではない。アイライナー、リップライナー、ヘアコンディショナーなどから検出されたというが、調査が継続中のため、具体的な企業名や製品名は公表されていない。

今回のことは、必ずしも化粧をしている人だけの問題にとどまらない。スキンスリップを通じて乳幼児など家族が有害物質を口にすることもあれば、メイク落としや洗髪に伴い排水から有害物質が拡散する可能性もある。

◆日本でも懸念されるPFAS汚染

PFASは、高い撥水・撥油性を持つ化学物質である。このため、多くの化粧品メーカーで、汗や皮脂でも落ちない化粧品の製造に使用されてきた。PFASは、自然界ではほとんど分解せず、生物の体内に蓄積することから、「永遠の化学物質」とも呼ばれる。PFASの中でもPFOSやPFOAという化合物は健康への影響が指摘されており、近年日本でも河川や水道水から検出され、問題となっている。

世界の化粧品市場規模で日本は、米国、中国に次ぐ第3位だ。化粧頻度にもよるが、食事中に口紅が落ちるなどして、日本人女性は生涯で5～10本の口紅を食べている計算になると一般的に言われている。日本では欧州のような大規模な化粧品調査は行われていないので、欧州の結果を注視していきたい。【赤山英子】